

官報

号外 昭和四十年四月六日

第四十八回 衆議院會議録 第二十八号

昭和四十年四月六日(火曜日)

議事日程 第二十六号

昭和四十年四月六日

午後二時開議

第一 沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

第二 北方領土返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

日程第二 北方領土返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出)及び牛乳法案(芳賀貢君外十一名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日程第一 沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

○議長(船田中君) 日程第一は、提出者より委員会の審査省略の申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第一、沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案を議題といたします。

沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和四十年三月三十一日

提出者

坪川 信三	小平 久雄
伊能繁次郎	金丸 信
草野一郎平	細田 吉蔵
床次 徳二	柳田 秀一
堂森 芳夫	中嶋 英夫

鈴木 一
賛成者
佐々木秀世 外二十八名

沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議

沖縄及び小笠原諸島が米国の施政下に入つてすでに二十年の長期にわたつておられる。この間、本院はこれまで四回にわたつて沖縄及び小笠原諸島の施政権返還の決議を行ない、沖縄の立法院もまた十一回にわたり日米両政府に対し「施政権返還祖國復歸要請決議」を行なつてきたが、いままなおその実現をみていないことは、はなはだいかんである。

よつて本院は、沖縄住民とすべての日本国民の強い願望にこたえ、これまでの決議を尊重し、この際、日本政府がすみやかに最善の措置を講ずるよう強く要望する。

右決議する。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる沖縄及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案について、提案者を代表し、その提案の理由を御説明いたします。

まず、決議文を朗読いたします。

沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案

沖縄及び小笠原諸島が米国の施政下に入つて

すでに二十年の長期にわたつておられる。この間、本院はこれまで四回にわたつて沖縄及び小笠原諸島の施政権返還の決議を行ない、沖縄の立法院もまた十一回にわたり日米両政府に対し「施政権返還祖國復歸要請決議」を行なつてきたが、いままなおその実現をみていないことは、はなはだいかんである。

よつて本院は、沖縄住民とすべての日本国民の強い願望にこたえ、これまでの決議を尊重し、この際、日本政府がすみやかに最善の措置を講ずるよう強く要望する。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

沖縄及び小笠原諸島の施政権の可及的すみやかなる復歸は、九十万沖縄同胞の悲願であり、また、小笠原島民の願望でもあり、わが国民がこぞで熱望しているところでもあります。しかるに、沖縄及び小笠原諸島がわが国より分離せられ、米国の施政下に入つてからすでに二十年の長きを経過しようとしています。その間、われわれ国民は、沖縄及び小笠原の同胞とともに、常にひとしくその祖國復歸、施政権の返還を念願し、その実現につとめてまいつたのであります。すなわち、本院におきましては、すでに過去四回にわたる沖縄及び小笠原諸島の復歸につき決議を行ない、政府に善処を要望いたしました。また、沖縄におきましては、立法院はすでに十一回にわたつて祖國復歸の決議を行ない、日米両政府に対しその実現を要請してまいつております。しかるに、政府の努力にもかかわらず、いまだにその返還が実現しないことはまことに遺憾であります。わが国は、敗戦の惨禍より復興し、いまや著し

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号

沖繩及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案

六六八

い繁栄への道をたどっているのに反し、沖繩及び小笠原諸島は、依然として米国の施政下にあつて、祖国から分離せられたままであります。その状況は著しく改善せられ、民生は向上したとはいながら、本土の生活水準に比較すると、まだほど遠い感があります。のみならず、その同胞の心境を察しますに、いよいよ衷心から同情の念を禁じ得ぬものがあります。われわれは、沖繩及び小笠原諸島が完全に日本に復帰し、特に沖繩に關しては、名実ともにひとしく日本人としての生活ができ、喜びも悲しみも分かち合える日が一日も早く来ることを切望するものであります。(拍手)

もとより、沖繩及び小笠原諸島は、極東における緊張を緩和し、平和を確保する安全保障上の目的のため、米国の施政権を保持しているものであります。が、数次にわたる日米交渉の結果、ただにわが国がその潜在主権を有することが明らかにせられたのみならず、すでに昭和三十三年六月には、岸総理大臣及びアイゼンハワー大統領共同声明において、さらに昭和三十六年六月には、池田総理大臣とケネディ大統領による日米共同声明において、また、これに伴う昭和三十七年三月のケネディ大統領の声明において、さらに近くは、本年一月の佐藤総理大臣とジョンソン大統領の日米共同声明において、米国の、わが国民及び沖繩住民の熱烈なる願望に対する十分の理解を示し、これらがわが領土の一部であることを認め、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの希望の実現を許す日を待望していると述べているのであります。このことは沖繩に対する米国の施政の前進を意味し、また、その返還への道が一步開かれたものとして歓迎せられているところであります。また、米国の、その施政にあたりまして、沖

繩住民の民生安定、福祉向上のため、相当規模の経済援助を続け、沖繩が本土に復帰した場合において、いわゆる本土の果並みの水準に達していることを期待し、努力しているものであります。これに對して、わが国は、母国としての立場から、経済、教育、医療、技術等の援助を通じて協力を続けてまいっています。ちなみに、沖繩に対するわが国からの財政援助額を見ますと、一昨年の十億円から、昨年は二十億円に、さらに本年度は三十億円を支出することになり、飛躍的な増加となつています。しかし、本土並みの生活を確保するためには、われわれ同胞として、なおなすべきことがきわめて多いのでありまして、その責任のいよいよ大なるものを感ずるのであります。

この日米協力体制は、昨年発足した日米協議委員会及び日米琉球技術委員会において次第に成果をあげ、いまやその運営も円滑化しつつあります。本年一月の佐藤・ジョンソン会議の成果として、その共同声明に見られるとおりであり、さらに、今後は、沖繩に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き、沖繩住民の福祉の向上をはかるために、日米両国が協力し得る他の問題についても協議し得るよう日米協議委員会の機能も拡大せられることになり、先般その公文書が交換され、今後は具体的内容の検討が行なわれていくものと思われまが、その改正の趣旨を十分に活用せられ、でき得る限り国民の要望にこたえられたのであります。

現地沖繩におきましては、昨年交代したワトソン新高等弁務官は、よく島民の意向を尊重し、著しい改善を行ない、立法院及び琉球政府主席もこれに協力し、それぞれ自治権の拡充と民生の向上等のため一その努力を払いつつあることは、ま

ことに同慶にたえぬところでありますが、今後の成果について、現地の住民とともに、われわれ母国の同胞としても大いに期待したいと存する次第であります。

現下の極東の情勢は、著しく不安定かつ複雑であります。沖繩は、わが国の平和と安全、ひいては極東の平和と安全のため、きわめて重要な地位を占めていることは明らかであります。が、しかしながら、それなるがゆえに、沖繩及び小笠原諸島がそのまゝいつまでも米国の施政下にあつてよろしいというものではありません。いかに友好親善の關係にありましようとも、長期にわたつて同胞が異民族の統治下にあることがいかなるものであるかは、いまだに申し上げるまでもありません。米国の、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの希望の実現を許す日を待望すると、一応その返還について同意を与えているのであります。しかし、可及的早い機会にこの沖繩を日本へ返還されることこそが、われわれ国民の、そして同胞の復帰の願望を一日もすみやかに実現することこそ、さらに一その極東の平和と安全を確保するゆえんであります。

もちろん、この希望の実現するまでの間は、可及的に、住民の自治権を、あるいは立法に、あるいは司法に、行政に、それぞれ拡大するとともに、教育の改善に、社会保障の充実に、産業の拡充等、民生の安定と福祉の向上のためあらゆる努力をするともに、他面において、日米経済援助の拡大につとめつつ、一日もすみやかに本土並みの沖繩を実現すべきであります。

かかる意味において、今回の佐藤・ジョンソン共同声明による日米協議委員会の機能の拡大に伴

い、いよいよ同委員会の積極的活動を期待するところが大きあります。政府においても、特にその意のあるところに従つて、すみやかなる復帰に對し万全の措置を講ずべきであります。かくしてこそ初めて沖繩同胞の熱望と国民の悲願にこたえることができることに、真の日米両国の友好と親善を確保することができるのであります。ここに、政府に對して格段の努力を要望する次第であります。

なお、小笠原諸島については、特に今回の共同声明により、米国の旧小笠原島民の代表の整参をも好意的に検討することに同意し、それがすでに実施されようとしていることは、まことに喜ばしいことであります。しかし、郷土を追われて二十二年、いまだに帰島を許されぬ島民の心情は、察するに余りがあります。その帰島の実現とともに、その復帰、返還についても、政府は最善の措置をとられんことを強く要望するものであります。

以上の趣旨によりまして、ここに本決議案を提案いたしました次第であります。何とぞ、満場の諸君の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。西岡武夫君。

〔西岡武夫君登壇〕

○西岡武夫君 私は、自由民主党を代表いたしまして、沖繩及び小笠原諸島における施政権返還決議案に對し、賛成の意を表するものであります。(拍手)

沖繩、小笠原諸島の施政権がすみやかに母国日本に復帰することは、九十六万沖繩同胞並びに小笠原島民の長年にわたる強い願望であり、かつま

た、本土国民の総意であります。沖縄、小笠原諸島が米国の施政下に入ってからすでに二十年の長きに及んでおります。しかるに、いまだおその返還が実現を見ないことは、まことに遺憾であります。

沖縄及び小笠原諸島の施政権返還については、高度の政治問題としてすでに昭和三十三年六月の岸総理大臣・アイゼンハワー大統領の会議において、日本国民の強い希望が強調されており、また、昭和三十六年六月の池田総理大臣・ケネディ大統領の会議においても、同様の主張が行なわれているのであります。米国は、これに対し、わが国がこれら諸島に対して潜在主権を有することを認めるとともに、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの希望の実現を許す日を待望しているとの表明しております。さらに、それが実現するまでの間においても、沖縄住民の安寧と福祉を向上するために、一そうの努力を払う旨述べられているのであります。また、本年一月に行なわれた佐藤総理大臣・ジョンソン大統領の会議においては、佐藤総理大臣は、これら諸島の施政権が得るだけ早い機会に日本に返還されるようにとの要請を表明したのに対し、ジョンソン大統領は、日本政府及び国民の願望に対して深い理解を示したのであります。

しかしながら、われわれは、これをもつて満足するものではないのであります。(拍手)言うまでもなく、沖縄住民は日本国民であり、私も同胞として、一日もすみやかに母国日本に復帰する日を衷心より待望しております。ところが、不幸にして極東の政治情勢はますます緊張の度を加え、自由世界における安全保障上の利益が、いまだ好むと好まざるとにかかわらず、沖縄及び小笠

原諸島を母国日本に復帰せしめる段階に至っていないことは、まことに残念にたえません。さきの大戦により多数の犠牲者を出し、そのほとんどが灰じんに帰した沖縄を思うとき、また、二十年の長きにわたって母国を離れている沖縄の同胞を思うとき、心痛むものがあります。私どもは、世界平和と安全のために沖縄及び小笠原諸島が重要な役割を果たしていることについて、十分な理解を有するものであります。しかし、そのことが施政権返還の実現をおくらせてよいというものではないと確信いたします。(拍手)

自由民主党は、国民の総意に基づき、今後さらに政府を鞭撻し、施政権返還の実現に努力するの強い決意をここに表明するものであります。(拍手)さらにまた、その復帰を見るまでの間においても、沖縄住民の安寧と福祉の向上については、瞬時といえども、これを軽視することは許されない問題であることを銘記しなければなりません。

昭和三十六年の池田総理大臣・ケネディ大統領による共同声明を契機として、米国側においても、ブライス法の改正を行なう等、逐次沖縄援助を強化しております。わが国もまた、昭和三十七年以降、年々援助額を増加し、昭和三十九年度において約二十億円、昭和四十年においては約三十億円が、沖縄の産業開発、社会福祉、医療、教育、技術援助等の分野に支出されることになったことは、われわれの決意を具体化したものであります。

しかしながら、沖縄の現状を見ると、教育及び民生福祉等の水準において、本土同胞と比較して、いまだかなりの隔たりがあることは事実であります。私どもとしては、沖縄住民の所得が増

加するとともに、社会保障制度や社会施設が設備され、また、教育の充実がはかれる等により、沖縄住民の生活が安定し、日々の生活において本土同胞と何ら劣ることのないよう、一そうの努力を重ねる必要があることを痛感するものであります。

幸い、本年一月の佐藤総理大臣・ジョンソン大統領の会議において、昨年発足した沖縄に関する日米協議委員会が、今後は、経済援助の問題にとどまらず、沖縄住民の安寧と福祉の向上をはかるため、日米両国が協力し得るすべての問題について協議し得るよう、その機能が拡大されることになったのは、時宜を得た処置であり、今後は、同委員会が沖縄住民の幸福のために適切に運営され、力強くその効果をあげていくことを期待してやみません。(拍手)

二十年の長きにわたり、みずからの墳墓の島を離れて、いまだにその島に帰ることが許されていない旧小笠原島民に対しては、衷心より同情を禁じ得ないものがあります。この問題については、日米首脳者会議の結果、長年の希望がいれられて、近く元住民代表による墓参が行なわれようとしていることは、まことに喜ばしいことであります。さらに前進し、島民の皆さんが自由にふるさとに帰ることに許される日が、一日も早く実現することを念願してやみません。

最後に、私は、沖縄、小笠原諸島の施政権返還は、われわれ国民の重大なる責務であることを自覚し、かつまた、わが自由民主党は、その目的達成に全力を傾ける決意をここに披瀝し、決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 川崎寛治君。

○川崎寛治君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました決議案に対し、賛成の討論を行なうとしますのであります。(拍手)

太平洋戦争末期、わずか三カ月の沖縄戦に、二十万近くの犠牲者を生み、しかも、その半数近くは非戦闘員の沖縄県民であったというのを忘れてはなりません。戦後日本の奇跡的復興につけても、本土が戦場にならなかつた幸福をいまだに思うのであります。それは、ある意味で沖縄同胞の犠牲の上にあり、みずからは最大の不幸を免れたと言えましょう。

しかるに、沖縄立法院の十一回にも及ぶ決議文に見られますとおり、沖縄百万同胞は、平和条約第三条によって、祖国から分離され、米国の施政下に置かれることに強烈に反対の意思表明をしたにもかかわらず、米国の統治下に置かれ、軍事基地の運命を背負わされたのであります。

日本社会党は、昨年の十月には中村高一氏を、この二月には佐々木副委員長を団長とする大規模な沖縄調査団を派遣いたしました。派遣団は現地をつぶさに視察し、各階層の方々ともひざをつき合せて話し合い、沖縄同胞の置かれているきびしい現実と悲痛な祖国復帰の願いを受けとめてまいったのであります。私はこの二度の派遣団に事務局員として参加いたしました。昨年の十月には、わが党の大原、卜部代議士とともに国会議員としては初めて沖縄の最北端辺戸岬に立つて、目と鼻の鹿兒島の最南端の与論島の灯をながめ、分断されている民族の悲劇に悲憤の涙を流したのであります。(拍手)

一九六二年のケネディ新政策発表以後、日本政府からの経済援助費はいささかの増額を見ました

までも破壊され、今日その精神と施策は沖縄において明らかな後退を続けている事実、沖縄住民はいま表現し尽くせない不満を抱えているというのであります。それゆえにこそ住民たちは、本年

一月の佐藤・ジョンソン会談にすこぶる大きな期待を寄せ、この会談を通じて、自分たちが日本に復帰する具体的スケジュールや自治権の保障が日米間で前進的に討議され得るであらうと、そのことを強く念願しておったのであります。しかるに、共同声明にうたわれた沖縄、小笠原問題は、単にケネディ声明を確認した抽象的文言の羅列にとどまり、沖縄住民の期待を完全に裏切ったのであります。佐藤総理は、かつて、沖縄の施政権返還を米国にはっきり要求すると公言されましたけれども、この約束はついに、最近の不渡り手形の激増の渦巻きの中の一片の手形に終わったのであります。(拍手)唯一の前進と思われた日米協議委員会

の機能拡大も、肝心の施政権あるいは自治権をあくまでタブーとするという期待はずれの結果に終わらんとしていることは、周知のとおりであります。

一体、佐藤総理は沖縄、小笠原の立場を自分たち自身の問題として考えようとしておるのであります。敗戦に伴う終戦処理を二十年もの長きにわたって沖縄、小笠原住民のみに押しつけ、自分たちだけは本土にあって、経済成長や生活向上を享受して、それではたしてよいと考えておられるのでありましょうか。苦しみをともに、楽しみをともに分かち合う政治こそ、いわゆる国民政治のほんとうの姿ではありませんか。東洋の聖人の残した政治家への偉大な教訓の中に、「天下の憂いに先立って憂え、天下の樂しみに先立って樂しむ」という名言があります。先憂

後樂の実践を、身をもって後世に示すべきときではありますまいか。私は、この際に、このような政府のゆがんだ政治姿勢に強く反省を求めたいと存じます。(拍手)

さらに、この共同声明に対する失望とともに、昨年来の焦点であった住民の自治の拡大が、その後何ら前進せず、主席の公選等、住民自治を保障するところの基本的問題が、ワトソン施政後もことごとく解決を見ないままに放置されているという現実に対しては、沖縄住民は同様に強いふんまんを示していることも忘れてはならない事実であります。加えて、沖縄の基幹産業である砂糖とパインの二大産業が自由化の脅威にさらされ、深刻な経済不安に直面し、日本政府に対して親身の協力を求めていることも、われわれとして真剣に取り組まなければならない重大な問題であります。(拍手)

このように政治に行き詰まり、経済に行き詰まって希望を失いつつある沖縄に対して、日本政府は一体何をやってきたと言ひ得るのでありましょう。わずかの増額の増額をもって事足りれりとする今日の政府の態度は、青春を戦火の中に散らしていった沖縄の女子青年学徒の菩提塔であるひめゆりの塔に背を向けた冷酷者の態度というべきではないでしょうか。(拍手)今日の沖縄、小笠原の地位を、ただ単に国際情勢のやむを得ざる結果として容認するのには、あまりにもむざんな現状であり、不合理な現象であります。われわれは少数の犠牲において、多数が生き延びる政治は、決して民主政治ではないことをここに断言いたします。

いまま沖縄、小笠原の返還要求は、日本国民すべての願いであり、すべての政党、団体の切願であります。甲子園の選抜野球大会や国体に出場する沖縄代表の青少年チームの行進にあたって、ひととき高く鳴りやまぬ拍手のあらしを私も身をもって体験いたしました。このことは、単に沖縄同胞への同情だけでなく、相済まぬ気持ち、暗れて日本人たるの日の祝福することに対する協力、決意の表現であり、深い誓いと激励の国民的規模に立つ意思表示であることを確信しております。

私は、政府が上述のような本決議案の意義と背景を真剣に理解され、この決議の趣旨を実践するために、さらに強力に対米交渉を展開するとともに、待望の祖国完全復帰のすみやかな実現のために全力を尽くすべきことを要望いたしますとともに、わが民社党もまた党をあげてこれが実現のために協力を宣言いたしまして、党代表の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣佐藤榮作君。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 沖縄及び小笠原諸島の施政権の早期返還に対する国民の強い願望は、政府としてもあらゆる機会に米側に申し入れてきており、先般の訪米に際しても、ジョンソン大統領に対し特に申し入れたところであります。これに対し米側も十分の理解を示したことは、共同

同声明によって御承知のとおりであります。政府は、今後も、本決議の趣旨に従い、施政権返還の早期実現のため一そう努力していく所存であります。(拍手)

日程第二 北方領土返還に関する決議案(坪川信三君外十名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○議長(船田中君) 日程第二は、提出者より委員会の審査省略の申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第二、北方領土返還に関する決議案を議題といたします。

北方領土返還に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和四十年三月三十一日

提出者

坪川 信三 小平 久雄

伊能繁次郎 金丸 信

草野 一郎 平 細田 吉藏

柳田 秀一 堂森 芳夫

中嶋 英夫 泊谷 裕夫

鈴木 一

賛成者

佐々木秀世 外二十六名

北方領土返還に関する決議

北海道の一部である歯舞群島、色丹島およびわが国固有の領土であるその他の北方領土は、

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号 北方領土返還に関する決議案

六七二

ソ連によつて占有され、未解決のまま現在に至つてゐる。

政府は、すみやかにソ連邦政府との間に領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始し、これら諸島をわが国に復帰せしめるよう最善の努力を払い、わが国民の総意にこたえるべきである。

右決議する。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。泊谷裕夫君。

〔泊谷裕夫君登壇〕

○泊谷裕夫君 私は、ただいま上程されました自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案による北方領土返還に関する決議案の趣旨弁明を行ないます。(拍手)

まず最初に、決議案文の朗読をいたします。

北方領土返還に関する決議案

北海道の一部である歯舞群島、色丹島およびわが国固有の領土であるその他の北方領土は、ソ連によつて占有され、未解決のまま現在に至つてゐる。

政府は、すみやかにソ連邦政府との間に領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始し、これら諸島をわが国に復帰せしめるよう最善の努力を払い、わが国民の総意にこたえるべきである。

右決議する。

〔拍手〕

今回上程いたしました決議案は、昭和二十六年三月三十一日、第十回国会で決議をして以来、過去数回可決を見ました決議案とその趣旨を同じく

するものであります。

御承知のごとく、ことしは、はや戦後二十年を数え、サンフランシスコ平和条約発効後十四年、日ソ共同宣言が成立してから九年目を迎えようとしております。文字どおり、もはや戦後ではありません。しかるに、今日なお日ソ両国間には平和条約がいまだに締結されずにあります。このため、日ソ両国の全面的な経済の発展、北洋及び近海漁業の安定などの懸案について、長期協定を締結することができないという影響を与えております。また、戦後二十年を経過しても、わが国を取り巻く国際環境は依然として緊張を続けており、わが国の国際的地位はなお安定しないままであり、しかしながら、近年日ソ両国民の協力により、両国間の友好は急速に深まりつつあります。いまこそ、政府は本件解決に全力を注ぐべきときだと思います。

もともと、北方領土はわが国本来の固有の領土であります。決して侵略的行為によつてこれを取得したものではありません。この事実は、数多くの歴史的文書、地理的背景、過去の行政実績からも明白であります。択捉、国後両島以南の諸島は、有史以来かつて一度も、いかなる外国の主権のもとにあつた事実はなく、また、日本人以外、いかなる外国人も定住したことのない、日本固有の領土であります。このことは、一八五五年の日魯条約によつて確認されておるとおりであります。さらに、得撫島以北の千島諸島についても、一八七五年の樺太千島交換条約によつて取得したものであります。全千島列島は、ともに侵略による併合とは全く関係のない、わが国本来の固有の領土であり、当然日本に帰属すべきものであることは言をまたないであります。(拍手)

しかるに、ソ連邦政府は、現在に至つてもなお昭和二十年二月、米英ソ三国間で結ばれたヤルタ協定を根拠に千島列島を領有しております。しかし、このヤルタ協定は、あくまでも米英ソ三国間のみの秘密協定であつて、わが国がこれに拘束される何らの法的根拠もないことは、国際法上明らかであるところであります。(拍手)さらに、第二次大戦中に成立を見ました大西洋憲章及びカイロ宣言においては、大戦終結後の事後処理の基本原則として、非併合、無賠償、領土不拡大の原則を宣言しております。この両宣言の内容、精神からしましても、ソ連邦政府が北方領土を領有する根拠は全く見出すことができません。(拍手)

以上述べました法的根拠、歴史的事実に基づいて、日本固有の北方領土の返還は、わが国全国民の念願であり、また、千島列島を地理的、行政的にその一部とする北海道民六百万のひたすらこいねがう千島返還の心情もここにあるのであります。千島列島に生をうけ、これらの地を祖先伝来のふるさとの地として生業をなしてきたにもかかわらず、終戦と同時に北海道に移住するのやむなきに至つた者が多くを数えております。彼らは戦後二十年の今日もなお、祖先伝来の地、千島の故郷へ帰ることを生涯のただ一つの希望としております。われわれは同じ日本国民として、彼らの悲願を無為に聞き捨てることはできないのであります。

しかし、昭和三十五年一月に送られましたグロムイコ覚え書き、あるいは昨年夏、社会党使節団が訪ソした際明らかにされたフルシチョフ声明などが指摘するところ、北方領土の返還は、また極東はじめアジア諸情勢、とりわけ平和維持の問題ともからんで、きわめて実現の容易ならざる

ことは御承知のとおりであります。ソ連邦政府は、北方領土は経済的にたいした価値がない、だが軍事的には重要であるということを指摘しております。これは今日北方領土問題の持つ性格をいみじくも表現しておるものであると申せましょう。しかも、このことは、領土問題解決の重要なかぎであり、真剣に検討を加えなければならぬ点であります。しかるに、問題解決の核心を避け、いたずらに反ソ感情をあおることによつて北方領土が返つてくるがごとく説く者ありとすれば、それは国民の間に無責任な幻想を振りまくものといわざるを得ないのであります。

このような情勢のもとで、日ソ両国の関係をさらに安定させ、極東における国際緊張の緩和に貢献するただ一つの現実的な方策は、昨年訪ソした社会党使節団とソ連共産党との共同声明にもあるように、北方領土問題について、平和共存の前進と、日ソ両国が隣国にふさわしい友好関係をあらゆる分野で前進させるその過程の中で両国に新しい接近を生み、平和条約締結を可能とする条件をつくらなければならないと述べてあるように、両国間の友好親善、平和共存を推進すべきであります。そのことが、平和的に話し合いを通じて領土問題を解決し、平和条約締結への道であります。各政党の間には、日本のとるべき外交方針について意見を異にしている向きもありますが、政府がわが国の平和と安定のために具体的な方策をとるときには、社会党においてもこれを支持することによぶさかでないのであります。われわれは、政府が平和共存の原則に基づく日ソ関係の安定と発展のために積極的な方策を進めるならば、喜んでこれを支持するであります。われわれは、北方領土問題について、以上述べ

ましたような立場から、ソ連邦政府と直ちに交渉を開始し、平和条約を締結し、さらにこれとあわせて、北方領土問題を、大西洋憲章、カイロ宣言に明記する領土不拡大の原則に基づいて、第二次大戦連合国各政府に訴えることを強く要する次第であります。このような現実的かつ合理的措置をとることによって、日ソ兩國の間の諸懸案も円満に解決され、兩國の關係も安定し、ますます緊密の度を加えることになるのであります。お互いに隣国であり、今後も永久に隣同士として交際していかなければならぬわが国とソ連邦とのために、ともに必要かつ好ましいことでもあります。このわが国民の念願を十分理解されて、切に政府の御努力を望んでやみません。

何とぞ各位の熱意を込めての御賛成をお願いいたします。本決議案の趣旨弁明を終わります。

(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。佐藤孝行君。

〔佐藤孝行君登壇〕

○佐藤孝行君 たいまい上程されました自民、社会、民社三党共同提案にかかる北方領土返還に関する決議案につき、私は、自由民主党を代表して、賛成の討論をなさんとするものであります。

(拍手)

北方領土問題に関しましては、本院において、すでに過去四回にわたり今回と同様な趣旨の決議が行なわれ、国民の強い願望と政府の努力にもかかわらず、いまだこれが実現を見るに至っていないことは、全国民のひとしく失望と遺憾にたえないところでございます。

先ほど提案理由の中にもありましたごとく、齒

舞群島及び色丹島は、地理的にも行政的にも古くから北海道の一部であり、同様に国後、択捉の両島もまたわが固有の領土であることは疑うことなき明瞭な事実でございます。わが国は、敗戦の結果、不幸にしてサンフランシスコ平和条約の規定に従い、北海道、本州、四国、九州以外の領土を放棄することになりました。しかしながら、決してわが国古来からの固有の領土までも放棄したものではありません。齒舞群島及び色丹島は、サンフランシスコ平和条約によってわが国が放棄するに至った千島列島にすら含まれているものでないことは、同条約会議における各国全権の発言、さらには同条約に署名を拒否し、現在占領を続けているソ連みずからも、その後の日ソ共同宣言でこれらの諸島はわが国に引き渡すことを約束している点から見ても、一点疑う余地のない明瞭な事実でございます。(拍手)

しかるに、敗戦直後、ソ連軍が突如としてこれらの諸島を占領し、島民のすべてを島外に退去させて、ソ連の管轄下に編入してしまつたのであります。主権の及ぶ範圍を四大島とその付属の島に制限された狭い国土に九千余万という膨大な人口をかかえるわが国としては、国民の生存と経済の自立にとって貴重な両島を失うことは、何事にもかえがたい損失であると同時に、これを不当に占拠することを黙過し、その返還の主張を怠ることには、道義的にも、また国民感情の上からも、断じて許すべからざるところであります。(拍手)ことに、これらの諸島は、豊富な水産資源獲得の有数の根拠地であり、これを失うことによってこうむる北海道の零細な漁民並びにわが国の経済的損失は、はかり知れないものがあるのであります。さらに、私は、これら諸島を地理的、行政的にその

一部とする北海道五百万道民のひたすらこいねがう諸島返還の心情については、終戦後数年を経ずして、これら北方領土の返還要求期成同盟が結成せられ、これを通じて五百万道民が一丸となってこれが実現への努力を休むことなく中央に訴え続けてきている実情を見るにつけ、感無量なるものがあるのであります。これら諸島の数多い住民たちが、いまだお肉親の骨の埋もれるかの地に帰って生業を続けることをただ一つの希望として、生活と戦いながらその日のくるのを一日千秋の思いで待ちわびつつ発する悲痛な叫びを、私どもは無為に聞き捨てることはできないと思ふものでございます。

にもかかわらず、ソ連は、昭和二十年二月、米英ソ三国間で秘密裏に結んだいわゆるヤルタ協定を引き合いに出し、この協定によって樺太及び千島列島はソ連に引き渡されたものと称し、わが国固有の領土である国後、択捉の両島の返還にも応じようとしなばかりか、日ソ共同宣言で明確に日本に引き渡すことを約束している齒舞群島及び色丹島についてすら、安保条約が存続する限りその返還を認めないという新しい条件を持ち出すなど、大国ソ連の態度とも思われず、まことに言語道断といわなければなりません。(拍手)ソ連のいうヤルタ協定は、あくまで米英ソ三国間にかかわれた秘密協定であつて、わが国はこれに何ら関与せず、また、受諾もしていないので、これに拘束される理由も、何らの法的根拠もないことは明らかであります。いずれの点からするも、われわれは断じてかくのごときソ連の主張を認めるわけにはまいりません。同時に、日ソ共同宣言に違反するばかりか、内政干渉のそしりさえ免れない不当な詭弁といわざるを得ないと思ふのでござい

す。(拍手)

この際、サンフランシスコ平和条約によってわが国が一応領土権を放棄した得撫島以北の千島列島並びに南樺太について、わが党の見解を明確にしておきたいと存じます。

得撫島以北の千島列島及び南樺太は、サンフランシスコ平和条約にいういわゆる戦争やどん欲によってわが国の領土に併合されたものではございません。わが国が無条件降伏の結果として、同条約の二条に基づきその領土権を放棄する約束をいたしました。しかし、この約束は、あくまでも同条約の当事国に対してのみなされたものであつて、ソ連に対して領土放棄をしたものでないことは、万人の知るところでございます。その最終的帰属は、将来関係国間において国際的に定めるべき性質のものであつて、サンフランシスコ平和条約に調印していないソ連が、一方的にこれに基づき権利を主張し得ないことは当然であり、わが国に關する限りにおいては、ソ連がこれらの地域を不当に占領し、支配しているといつても過言ではないと思ふのでございます。(拍手)したがって、もし将来この問題について国際的會議を開かれる場合があるとすれば、わが国は、これらの地域に対する領土の返還を求める権利を留保するものであるということを、ここに宣明いたしたいと存じます。(拍手)

以上、いずれの諸点からするも、そしてまた、大西洋憲章及びカイロ宣言で宣明されている領土不拡大の原則から見ても、これら日本固有の北方領土をソ連が一方的に実力をもって領有占拠する理由は何一つ見出せないものであります。したがって、ソ連が齒舞、色丹、国後、択捉等を、戦後二十年を経た今日、なお事実上その支配下に置くの

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号

は、不当な占拠以外の何ものでもなく、すみやかにこれらの島々をわれわれ日本に返還することを強く要望するものであります。(拍手)

現在、すでに日ソ両国間は、日ソ共同宣言によって戦争状態の終了を見、正常な国交も回復されているのであります。領土問題のみが解決されなかつたため、日ソ平和条約が締結されなかつたのは、まことに遺憾であるといわなければなりません。われわれは、ソ連がこれらわが固有の北方領土の返還に応ずるならば、直ちに日ソ間の平和条約を締結することを心から要望するものであります。(拍手)

この際、政府は、日ソ共同宣言を忠実に守り、相互の主権尊重と内政不干渉の原則のもとに、両国の平和と友好及び協力関係の増進につとめつつ、領土問題を含む平和条約の締結に関する交渉をすみやかに開始するため、あらゆる可能な手段を尽くすべきであると考えています。

また、なつかしい故郷の成行きを思い、これら諸島への復帰を待ち望む多数の引き揚げ者及び固有の領土回復を悲願とする日本国民の要望にこたえ、これに対する深い理解と同情の上に、過去の行きがかりを捨てて、これら諸島返還の一日も早い実現のため、誠意ある解決を示されるよう、特にソ連政府に対し、強く訴えるものであります。(拍手)

わが政府もまた、かつてこれら諸島住民の悲願の所として、全国民一丸となつての強力なる国民世論を背景として、わが固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉などの北方領土に対する正当な権利をあくまで主張し、これが返還のすみやかなる実現によって日本領土本来の姿に回復さ

北方領土返還に関する決議案 自治省設置法の一部を改正する法律案

れ、もつて、日本国民の総意にこたえられるよう最善の努力を払わんことを強く要望しつつ、日本固有の北方領土返還に関する決議案に対しまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣佐藤榮作君。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) ただいまの御決議に対して政府の所信を申し述べます。

ソ連との平和条約の締結につきましましては、わが国北方領土の問題をめぐつて、国後、択捉両島を固有の領土としてその返還を主張するわが方と、領土問題は解決済みとするソ連の主張とが根本的に対立しているため、いまだ実現の運びに至っていないことは、御承知のとおりであります。

政府としては、領土問題に関するソ連の主張が、法的見地からも、また、歴史的事実に基づくもので、とうてい容認し得ないものであることを、ソ連に対し、これまであらゆる機会をとらえて指摘するとともに、その再考を促し、わが固有の領土が得る限り早期に返還されることを求めてきました。先般、コスイギン・ソ連首相との間に日ソ関係全般にわたる問題についての書簡交換を行つた際にも、私は、北方領土問題が、国際紛争の平和的解決にあつて順守されるべき諸原則

によつて解決され、日ソ平和条約が締結されることにより、両国間の善隣友好関係が安定した基礎の上に置かれる日の近からんことを強く希望しておいた次第であります。また、北方領土問題に関するわが国の主張が正当なものであることについては、国際的な支持と理解を得ることもつとめてまいりました。

何ぶんにも領土問題は、子々孫々にまつわる重大な問題でありますので、ソ連との交渉に際して、いたずらにあせつて悔いを千載に残すことがあつてはならないのであります。そのためにも、政府としては、領土問題に対する国論を統一し、挙国一致体制のもとに、忍耐強くわがほうの立場の正当性を主張し、ソ連政府の説得に成功するまで努力を傾けていきたい所存であります。(拍手)

日程第三 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和四十年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六号の表中「三七四人」を「三七三人」に、「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

理由

自治省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自治省の職員を在外公館の要員として外務省に移しかえるため、定員一人を減員しようとするものであります。

本案は、二月八日日本委員会に付託となり、二月九日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出)及び牛乳法案(芳賀貢君外十一名提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案、及び芳賀貢君外十一名提出、牛乳法案の趣旨の説明を順次求めます。農林大臣赤城宗徳君。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案について、その提案理由を御説明します。

近年におけるわが国の酪農の発展はまことに目ざましいものがありますが、わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等、酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しつつあります。また、酪農自体としても、その経営規模は漸次拡大しつつあるといえ、なお一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として生産性、収益性は低い状態にあります。また、生乳の流通加工におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等数多くの解決しなければならぬ問題をかかえている状況にあります。さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛

乳、乳製品の需要の増大を考慮するとき、これらの需給の逼迫が懸念されております。

これらの諸情勢にかんがみ、一、今後とも増大が予想される需要に対応して可能な限り生乳の国内自給をはかるよう生産の安定的拡大につとめること、二、乳牛飼養規模の拡大等を通じて酪農経営の生産性の向上を促進すること、三、牛乳、乳製品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通ずる合理化を推進すること、を施策の基本方針としております。また、これが実施にあたっては、需要の急速な増大が予測され、同時に、生産者にとつても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮してまいらねばならないと考えております。

以上の基本方針を具体化する施策の一環として、生乳生産者に対する加工原料乳についての補給金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行なう一元的輸入による需給安定の措置並びに同事業団が行なう乳製品の買入れ、売り渡しに関する業務を改善整備するための措置を暫定的に講ずることとし、ここに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明いたします。

その第一は、加工原料乳生産者に対する補給金の交付の措置であります。

畜産振興事業団による乳製品の需給操作を通じて加工原料乳の価格安定をはかることをその骨子とする現行の畜産物の価格安定等に関する法律による価格安定措置につきましては、最近における生乳生産の動向と乳製品の需給実勢から見て運用上の困難が予想されるところであります。今般酪農経営の安定向上及び牛乳、乳製品の需給の安定

をはかるためには、価格安定制度の改善強化を緊要とするゆえんであります。特に、加工原料乳につきましても、乳製品の国内価格が国際価格に比

して一般に割り高な水準にありながら、原料乳に支払ひ得る乳価はなおその再生産を確保するに困難な水準であることから考えて、財政上の援助が必要であります。特に、加工原料乳の主要な生産地帯の多くは、今後とも酪農を基幹科目として農業の発展をはかっていくことを必要とする地帯であります。また、これらの地帯は、今後とも急速な需要の増大が予測される飲用乳の将来における供給源として期待される地帯であることも配慮されねばならないところであります。

かかる観点から、現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格による取引に改め、加工原料乳につき生乳生産者に対して補給金の交付を行なうこととしております。これが実施の方法いたしましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に応じて補給金を交付し、その生産者団体は、生乳販売代金に交付された補給金を加算して、生産者に対してその生乳委託販売数量に応じて支払うこととしております。

補給金は、主要な加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定められる保証価格と乳製品の実勢価格を基準として定められる加工原料乳の基準取引価格との差額とし、補給金の交付の対象となる数量には、限度を定めることとしております。

第二は、加工原料乳に対する補給金制度及び乳製品の価格安定制度の適正な運営を確保するため、畜産振興事業団が、主要な乳製品の輸入を一

元的に行ない、乳製品の需給及び価格の安定をはかることとしていたしております。

第三は、右の制度と関連いたしましたして、乳製品の消費の安定に資するよう一定の水準での価格の安定を確保するため、畜産振興事業団が行なう乳製品の買入れ及び売り渡しに関する特例措置を定めたこととしてございます。

なお、この法律案は、今後における酪農及び乳業の合理化の進展と酪農経営にまつて価格条件の有利な飲用乳の比率が高まっていくことも期待されますので、昭和四十一年度以降当分の間の暫定措置を定めるものとし、これに伴い現行の畜産物の価格安定等に関する法律の規定の適用について必要な特例を設けてございます。

以上が、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 提出者芳賀貢君。

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 牛乳法案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の農業は、高度成長政策に突いされて、農業基本法に掲げる生産性の向上と所得の確保は単なる題目にとどまり、農業就業人口の都市へ的大量流出、兼業農家の急増等によつて農業生産は停滞し、国民食糧の供給に不安を生じ、今後の農業発展に対し、まことに憂慮すべき事態に立ち至っていることは御承知のとおりであります。

この際、酪農の現況について申し上げますと、昭和三十年の乳牛の頭数は四十二万一千頭であったのが、三十九年には百二十三万八千頭と、十年

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号

牛乳法案についての芳賀貢君の趣旨説明

六七六

間に三倍に増加し、今では四十万戸の酪農家が平均三頭の乳牛を飼育しており、したがって、牛乳の生産についても、昭和三十年には年産百万トンであったのが、三十九年には三百四万トンと、生産量も三倍に躍進しているであります。また、これに対して、飲用牛乳及び乳製品の国民消費は毎年一三%ないし一五%と順調に伸長を示しているのではありません。

かかる生産と消費の動向にもかかわらず、酪農政策については、今日、多くの矛盾と欠陥が起伏しているのではありません。

最近、政府は、社会開発の推進によってひずみ是正をはかり、明るい農村を建設すると宣伝してはおりますが、依然として貿易自由化を促進し、食糧自給体制を放棄し、安上がり農政を強行しておりますことは、各方面から指摘されているところであり、まさに自民党政府に農政なしの感を禁じ得ないのであります。(拍手)

しかして、政府は、ここ数年来、農業基本法ののつとり、畜産、果樹等の成長部門に対して選択的拡大の路線を推進してまいりましたが、この施策と並行して実行されるべき飼料資源の開発及び流通管理対策、あるいは牛乳、乳製品の生産と価格及び流通対策が、独占的な乳業資本または飼料会社の利益本位に進められているため、酪農民の適正な労働報酬すら確保されず、毎年のように生産者と乳業者の間に乳価問題をめぐって紛争を生起させ、結局、生産者には低乳価をしい、消費者には生産者乳価の三倍にものぼる高乳価を押しつけているという矛盾をもたらし、いまや、酪農民は政府に対し強い不信の念すら抱いているのであります。

まさに農民不在ともいふべき政府の農政に対し

て、わが日本社会党の酪農政策の基本方針を申し上げます。すなわち、わが国の食糧自給体制を確立し、食生活の消費構造の質的向上をはかるため、農業発展長期計画に基づいて、牛乳、乳製品の生産を確保し、酪農の発展と農民所得の増大を期することとし、国の責任によって、草地の開発造成を行なうて、自給飼料の増産等、生産条件を整備し、酪農経営の近代化、共同化を促進することともに、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費等の対策については国の管理を強め、特に、価格対策、流通対策については抜本的な改革を行なうこととし、この基本方針に基づく重要な柱として今回牛乳法案を提出いたしました次第であります。

したがって、本法案の目的といたしますところは、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等をはかることと、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民食生活の改善に資するため、牛乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に関する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が、本法案を提出した理由であります。

次に、法案の内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は、毎五カ年を一期とする牛乳等長期需給計画を定め、これに基づき、牛乳等年度需給計画を定めて公表することとしております。

年度計画の内容は、生乳の生産数量、飲用牛乳、乳製品の需給数量、政府の買入れ及び売り渡し見込み数量及び生乳の遠距離輸送に関する事項等であります。

第二に、農林大臣は、牛乳年度の開始前に、

一、生乳の保証価格、二、生乳の販売基準価格、三、飲用牛乳の販売基準価格、四、飲用牛乳の小売り基準価格、五、指定乳製品の販売基準価格を定めて告示することといたしております。

まず、一、生乳の保証価格は、食管法に基づく生産者米価と同様に、生産費・所得補償方式によって算定された生乳の生産者価格であり、同時に、政府の保証価格であります。また、保証価格は、一物一価の原則により、全国同一価格をたてまえたとしております。

二、生乳販売基準価格は、農業バリエーション指数、物価及び消費者の家計費等を参照して定めることとし、この価格は、生産者団体が乳業者に生乳を売り渡す場合の最低販売価格のこととあります。

三、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に飲用牛乳の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、卸販売価格のこととあります。

四、飲用牛乳の小売り基準価格は、飲用牛乳の販売基準価格に小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のこととあります。

五、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のこととあります。

第三は、生産者団体による生乳の一元集荷多元販売についてであります。

生乳の生産者が構成員となっている農業協同組合または農業協同組合連合会は、生乳生産者団体として、生産者から生乳の販売の委託を受けて、

生乳の一元集荷と販売の事業を行なうとともに、

全国を区域とする農業協同組合連合会は指定生乳生産者団体として、政府からの交付金を生産者に交付する業務を行なうことといたしたのであります。

第四は、生産者に対する交付金の交付についてであります。

まず、生乳の保証価格から生乳の販売基準価格を控除した額が交付金の基礎となるのであります。政府は、生産者団体が一元集荷して乳業者に販売した生乳の総数量に対し交付金を交付するものとし、その場合の指定生産者団体は、農林大臣が指定した全国を区域とする農業協同組合連合会とし、交付金は農協系統を経由して生産者に交付することといたしたのであります。

第五は、指定乳製品の政府買入れ及び売り渡しについてであります。

政府は、乳製品の需給及び価格の安定をはかるため、指定乳製品を生産者団体または乳業者からの申し込みを受けて買入れするものとし、買入れ価格は、販売基準価格によることといたしたのであります。

次に、政府が買入れまたは輸入した乳製品の売り渡しについては、その時価が販売基準価格の水準に安定するようにと定めることといたしております。

第六は、乳製品の輸入についてであります。

政府は、牛乳等年度需給計画に基づいて需給上必要な乳製品を輸入するものとし、輸入については、政府がこれを行なうことといたしております。

第七は、学校給食用牛乳の無償給付と、母子保健牛乳の給与についてであります。

わが日本社会党は、すでに第四十六回国会において学校給食法の一部改正案、及び学校給食牛乳の供給に関する特別措置法案を提出し、今国会において、目下継続審議中であり、両法案の趣旨は、義務教育諸学校の児童、生徒に対し、牛乳の学校給食を無償で給与することとし、これが実施に必要な措置を内容としたものであります。したがって、本法案においても、学校給食牛乳を無償で給付する旨を明らかにしたのであります。また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進をはかるため、母子に対して牛乳、乳製品の摂取に必要な費用の全部または一部を国が負担する旨を明らかにしたのであります。

第八は、牛乳審議会の設置についてであります。審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳等需給計画、生乳の保証価格、飲用牛乳及び乳製品の販売基準価格その他重要事項を調査審議し、あわせて農林大臣に対し建議するものとしておりあります。

第九は、生乳の遠距離輸送に関する施策についてであります。

政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、牛乳の流通の円滑化をはかるため、牛乳の遠距離輸送に必要な牛乳専用貨車または牛乳専用船を建造して、これを指定生産者団体に無償貸し付けを行ない、公共的な牛乳の輸送が期せられるようにいたしましたのであります。

第十に、政府は、生乳の価格安定をはかるため、生産者団体の飲用牛乳または乳製品の製造施設等について経費の一部を補助することができることとし、また、乳業者に対しても、それらの製造施設に要する資金の融通、あつせんを行なうものと

いたしましたのであります。

第十一に、農林大臣または都道府県知事は、飲用牛乳または乳製品の製造または販売業者に対し、流通経費の低減をはかるため、経営の改善、合理化等に関し、必要な勧告を行なうことができるものとしたのであります。

第十二は、交付金の対象となる生乳の集荷及び販売の適正を期するため、指定生産者団体及び乳業者は、農林省令で定めるところに従い帳簿を備えつけること、農林大臣または都道府県知事が必要とする報告、または立ち入り検査に應ずる義務を明示いたしましたのであります。

第十三は、附則におきまして、農林省設置法、酪農振興法、畜産物価格安定法についての改正及び諸規定の整備を行なうこととしたのであります。なお、この法律の業務及び会計については、牛乳管理特別会計によることとし、別に定める法律案を提出することとしたのであります。

以上、牛乳法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出)及び牛乳法案(芳賀貢君外十一名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。松浦定義君。

〔松浦定義君登壇〕
○松浦定義君 私は、日本社会党を代表し、ただいま説明のありました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、社会党提案による牛乳法案と対比いたしましたして、佐藤総理をはじめ、関係各

大臣に対し、本法案の要点につき、順次お尋ねをいたします。

まず、佐藤総理の酪農に対する基本的態度についてであります。

政府は、農業基本法に基づき、酪農を選択的拡大生産の中心に置いて奨励してきたが、最近の酪農生産の状況を見るに、生産者乳価の不安定、えさ代の値上がり等のため、酪農民の経営はきわめて苦しく、牛乳生産の伸びが鈍化するという傾向があらわれている。特に、生産者乳価が大幅に値下げをされた昭和三十七年末の影響を受けて、三十八年には乳牛の屠殺数は前年より五〇%もふえ、三十九年もこの傾向が続いている。また、牛乳生産の伸び率は、従来、年率一五%で伸びていたものが、三十九年八月以降は一〇%を割っている。このままでは酪農生産の発展をはかることはきわめて困難であり、われわれは、牛乳について国が長期及び各年度ごとの需給計画を明確に定め、米に準じた価格支持制度を確立し、需給と価格の安定をはかることが必要である。しかるに、政府提案の本法案では、価格保証の対象は加工原料乳だけに限られ、飲用原料乳に対する対策は全く放置されている。また、牛乳、乳製品の需給計画に関する規定もなく、補給金の財源を乳製品の輸入差益金に依存するといふたてまえから、乳製品輸入が無計画に行なわれることは、実質的な乳製品の輸入自由化であり、これこそ酪農民不在の悪名を残す佐藤農政といわざるを得ないのであります。

は、全牛乳を対象として、酪農の発展をはかることが農業基本法の目的ではなかったのか。池田内閣の経済的な失政としての農業のひずみ是正の中心課題である酪農政策について、総理の責任ある御答弁をお願いいたしますのであります。

次に、赤城農相にお尋ねいたします。

第一に、農林省はわが国の酪農は市乳中心に伸ばすという方針を明らかにしているが、この法案が加工原料乳だけを対象とし、市乳については何らの対策を講じようとしないうちは、農林省の市乳化の方針と矛盾するのではないか、この点を明らかにしてほしい。

第二は、保証価格については、主要な加工原料乳地帯の生産費等を中心にきめるとしているが、この場合、従来の農林省の乳価等安定要領によつて行なわれるならば、現在の実勢価格よりも著しく低い価格になることが予想される。その結果、現行の全国的な乳価水準を引き下げる作用を果たすおそれがある。これでは酪農民の経営を一そう苦しくする結果となる。現在、酪農民の単価、時間当たりの労働報酬は、水田農家の三分の一であります。これがさらに苦しくなったのでは、選択的拡大どころか、縮小減退、さらに壊滅の道に通ずるものである。政府はこの際、米と同様に、生産費・所得補償方式によつて価格を保証すべきだと考えるが、この点を明確にしたいのであります。

第三に、牛乳は、消費の順調な伸びによつて、本年度は深刻な不足状態にあります。関東、関西方面では激しい集乳合戦が行なわれておる。それにもかかわらず、乳業メーカーは、昨年十月値下げしたままの低乳価を生産者に要求しており、生産者乳価は、単に需給関係によつてのみきまると

そこで、財政上の援助でございますが、その財源として、乳製品の輸入が財源になっているのじゃないかという御指摘でございます。確かに輸入乳製品を事業団によって一手に輸入することにいたしますが、それは乳製品の需給の安定と価格の安定をねらいとしたものでございまして、補給金の財源としたしましては差益金は第二義的なものでございます。

そこで、この加工原料乳について価格の支持をするのでございますけれども、飲用乳についてはどうかということでございます。飲用乳の需要は相当伸びる予想でもございまして、飲用乳につきましては生産も比較的有利でございまして、飲用乳の比率を高める、こういうことにはつとめまされたい。この法案は、先ほど申し上げましたように、価格の点において比較的低位の加工原料乳の不足払いによりまして生産者の安定と価格の安定をはかるということでございますが、同時に、この法案によりまして用途別取引の実現につとめまします。飲用乳地帯におきましてこの恩恵をこうむる、こういうことに相なることは必至でございます。

それから、保証価格の算定標準を、米の価格のように、生産費・所得補償方式で算定すべきではないかというお尋ねでございます。現在、御承知のように、酪農は成長過程にありますけれども、酪農あるいは乳業の合理化が十分であると申し上げられませんか。そういうような状況でありますので、生乳の需給及び価格の安定を保つためには、私どもの考えておりますように、保証価格の価格水準といたしましては、主要加工原料乳地帯におきまします乳業生産費を補償する、それを旨とし

て定めるといことが適当であり、生産費・所得補償方式でやることは、現時点においては適当でない、こういうふうに考えます。

それから、生産者団体が、その段階におきまして乳価をプールして支払をするということが適当であります。そのために集乳路線を一本化することになります。路線を合理化するということについては、御指摘のように必要でございますので、その点は、もちろん、御指摘のようにいたすつもりでございます。

指定乳製品の安定指標価格が国際価格を基準として考えるのではないか、こういうことでございませうけれども、それはそういうことでございせん。国際価格を基準として考えると非常に低位になる、酪農農民あるいは乳価を低位に持つていくための考え方をしておるのではないか、こういうことでございませうけれども、これは逆でございます。私も、混合乳価で販売されている、流通されている現在、これを用途別に取引をしまして、加工原料乳を不足払いによりまして価格を支持していく、こういうことでございまして、むしろ国際価格の波を遮断して、防波堤としての役割を果たさせよう、こういうふうに考えておるわけでございます。

最後に、流通対策で、輸送の面に相当考慮を払うべきではないか、こういうことでございませう。特に遠距離輸送等についての考慮を払えということでございます。これにつきましては、相当これの対策を講じて輸送の面を円滑にいたしたい。あるいはまた、小売り販売の合理化をはかるべきである、こういうことも御指摘のとおり、私どもは小売り販売の合理化をはかっていきたい、こういうふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 第一点は、酪農振興のため補給金財源として、輸入差益金のみではなく、一般会計を主にして負担すべきである、こういうことでございませう。御承知のとおり、本法の二十一条に基づきまして、補給金の財源といたしましては、輸入差益金のみを依存をいたすものではなく、予算の範囲内におきまして、畜産振興事業団に対する補給金の財源としては一般会計からも負担する、こういう道を開いているわけでございます。五十億も一億出すか、こういうことでございませうが、五十億とか三十億とか、そういう金額で申し上げるよりも、予算の範囲内で可能な限り最大の努力を続けてまいりたい、こう考えるわけでございます。

また、食管特別会計のように特別管理勘定の制度を設けてどうかということでございますが、畜産事業団には、この補給金の交付及び乳製品の輸入に関する業務につきましては特別の勘定を設けて、他の業務とは区分をいたしておるわけでございます。

それから第二点は、酪農振興をはかるために調整工場の問題、学校給食の問題、また、生活保護世帯等の問題につきましても将来大いにやるかというところでございませうが、御承知の四十年度の予算を見ても七十万石に増加をいたしておられます。また、生活保護世帯等の妊産婦や乳幼児につきましても新しく補助の道を開いておるわけでありまして、今後も酪農振興対策につきましては十分な配慮を続けてまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣(櫻内義雄君) お尋ねの、本事業団が

○国務大臣(櫻内義雄君) お尋ねの、本事業団が

一元的に乳製品の輸入を行なうのは、国内需給及び価格の安定の見地からであって、もし指定乳製品の需給や価格の安定に悪影響を及ぼさない場合に、政令によって例外的に事業団以外のものが輸入することを認めることは別に差しつかえないと思っております。(拍手)

〔国務大臣松浦周太郎君登壇〕

○国務大臣(松浦周太郎君) 牛乳の生産価格が消費価格の三分の一になっている、したがって、この流通及び消費価格のことについて考えはどうか、抜本的な方策はないかということでありませうが、大体いま農林大臣がお答えになりましたが、私の担当する遠距離輸送の問題についてお答えいたしたいと思っております。

北海道及び東北地方は、夏季においては現地に於いて過剰傾向になっておりますことは言うまでもありません。これを移出することを検討いたしておりましたが、三十九年度に冷蔵庫による試験輸送を行なったのでございませう。本年度からは本格的に輸送を実行することにいたしました。この輸送は冷蔵車を充て、毎日二車程度を計画しております。その期間は五月から九月までと一応予定いたしております。貨車は最も性能の高い冷蔵車を使用することといたしておりますが、当面の計画している貨車数から見れば、特に専用車を用いる必要はない、現在の状況において十分円滑な輸送はできると考えております。

なお、本年は、このほかに、国鉄では冷蔵コンテナを作成することにしておりまして、さしたる旭川一隅田の間を運行することになっておりますから、途中における東北地方もこれに便乗することは可能であります。これによる生乳の輸送も計画しております。今後の需要いかんによつては

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案等の趣旨説明に対する松浦定義君の質疑 朗読を省略した議長の報告 六八〇

来年度以降もコンテナの貨車の増配をいたしたい、かように考えております。

また、輸送船をつくってそれを無償で貸したらどうか、こういうことでございますが、船で牛乳を運ぶことにつきましては、いろいろ研究いたしましたけれども、一カ所に何百トンも牛乳を集めるということは時間がかかるし、また船足がおそいので質が低下いたしますというような関係で、これは一時見合わせておりますが、無償云々という問題は運賃につながる問題であると思っておりますから、これは今後運賃を改定する場合に、このまま牛乳の貨物等級を下げるということによって調整していきたい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 学童給食については、現に国産なま牛乳を大幅に使用することになっております。三十八年度が二十五万石、四十年度は七十万石というようになっております。その反面、米国から輸入の脱脂粉乳は漸次減少いたしております。三十八年度が七万トンでありましたのを、四十年には四万五千トンに減らす方針でございます。今後できるだけすみやかに、かつ、大幅に国産なま牛乳を学童給食に用いることにいたしたいと思っております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたします。

午後四時十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
文部大臣 愛知 揆一君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
運輸大臣 松浦周太郎君
自治大臣 吉武 恵市君
出席政府委員
内閣法制局第四部長 田中 康民君
総理府総務長官 白井 莊一君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る二日、法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 草野一郎平君(理事小金義照君去る一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西ヶ久保重光君 井岡 大治君

地方行政委員

井岡 大治君 重盛 寿治君
西ヶ久保重光君 山本 幸一君

法務委員

井伊 誠一君 勝間田清一君
山本 幸一君 重盛 寿治君

農林水産委員

山田 長司君 山田 長司君

商工委員

小松 幹君 松平 忠久君

建設委員

中嶋 英夫君 大原 亨君

決算委員

神近 市子君 森本 靖君
井伊 誠一君 小松 幹君

(常任委員補欠選任)

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

井岡 大治君 西ヶ久保重光君

地方行政委員

井岡 大治君 山本 幸一君
西ヶ久保重光君 重盛 寿治君

法務委員

神近 市子君 山田 長司君
重盛 寿治君 山本 幸一君

農林水産委員

井伊 誠一君 勝間田清一君

商工委員

松平 忠久君 小松 幹君

建設委員

大原 亨君 中嶋 英夫君

決算委員

井伊 誠一君 小松 幹君
神近 市子君 森本 靖君

(議案提出)

一、去る二日、議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

(議案受領)

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

行政監理委員会設置法案

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第二二二号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)

(予) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出)

自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

近年、わが国の地方行政については、租税条約の締結等緊密な国際的連携を必要とする問題が増加しており、地方行政に経験の深い者を海外に常駐させる必要があるため、自治省本省の職員の定員を一名減員して、三七三人とし、在外公館の要員として、外務省に移し替えようとするのが、本案の要旨及び目的である。

なお、施行期日は昭和四十年十月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、地方行政に経験の深い者を海外に常駐させるため、自治省の定員一名を減員しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年四月二日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

衆議院会議録第二十六号中正誤

へ	段	行	誤	正
六三九	三	二	しめるばかり	
六四〇	三	一	おざなり	しめるばかり
六四二	二	元	下請問題	おざなりな
六四五	四	三	措置	下請関係
六四五	四	八	設置	設置
六五五	四	二	設置	措置
六五八	二	六	坂上	阪上

昭和四十年四月六日 衆議院會議録第二十八号

六八二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部二十五円 (ただし長篇は三十円) (送料別)
発行所 東京都港区赤坂奥町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(六代)